

衛生推進者養成講習

公益社団法人和歌山県労働基準協会

～選任対象事業場～

常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場

衛生推進者を選任しなければならない業種・・・金融、保険、料理、飲食、教育、研究、調査、社会福祉施設、税務、会計、労務事務所、卸・小売業の一部は対象となります。

従って、・林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業(物の加工業を含む)、通信業、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、自動車整備業、機械修理業、旅館業、ゴルフ場業、卸・小売業の大部分の事業、以外の業種です。

1. 開催日時・会場・定員

開催月日時	会場	定員	写真
令和4年 11月2日(水) 9時30分～15時50分	和歌山市西浜1014番地27 公益社団法人和歌山県労働基準協会 研修室	20名	要
			受講資格
			不要

2. 受講料

※受講料は、講習日(土日祝を除く)の3日前までに必ずご入金下さい。当日は受付できません。

受講料	テキスト代	合計
5,500円	1,100円	6,600円

受講料、テキスト代とも税込み

3. 持ち物・・・ 受講券(受付でご提示してください)・筆記用具

4. 申込方法

各講習共通留意事項をご覧ください。受講申込書の必要事項をご記入の上、お申込み下さい。

5. 受講料振込先

紀陽銀行本店営業部
普通 1994470
口座名 公益社団法人和歌山県労働基準協会

6. 駐車場のご注意

駐車場をご利用申込みの方は(申込書に記載の方)、受講券と一緒に駐車券をお渡しします。当日忘れずにお持ちいただき、駐車券は見えるように車のダッシュボードにおいて下さい。また、台数に限りがありますので必ず駐車券案内のとおりにお申し込み下さい。

7. 昼食

8. 昼食

お弁当ご持参の方は、当協会の研修室等をご利用いただけます。また、当日お弁当の注文を承っていますのでご利用下さい。

8. 修了証の交付 全課程修了後、最終日にお渡しします。